

#### 4 特別受益者がいる場合の具体的相続分

前述の民法903条1項の規定や、次の判例からも明らかですが、特別受益者がいる場合の具体的相続分の例を挙げてみます。

最高裁平成12年2月24日判決

民法903条1項は、共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本としての贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、法定相続分又は指定相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除し、その残額をもって右共同相続人の相続分（以下「具体的相続分」という。）とする旨を規定している。具体的相続分は、このように遺産分割手続における分配の前提となるべき計算上の価額又はその価額の遺産の総額に対する割合を意味するものであって、.....

- (1) 遺贈なし、寄与相続人なし、乙のみ2000万円相当（相続開始時の評価額）の財産を生前贈与として、もらい受けていた場合

甲の具体的相続分は5000万円、乙の具体的相続分は3000万円になります。これは一見、乙に不利に見えますが、乙は2000万円の生前贈与を受けていますので、それを合わせると公平な遺産分割になるのです。

(単位 万円)

被相続人の財産	相続開始時の財産8000（遺産）	生前贈与2000
みなし相続財産	10000	
相続人と法定相続分	甲 1/2	乙 1/2
仮の相続分	甲 5000	乙 5000
具体的相続分	甲 5000	乙 3000
		乙2000

- (2) 甲に2000万円の遺贈あり、生前贈与なし、寄与相続人なしという場合

具体的相続分は、甲が5000万円、乙が3000万円になります。これにより、甲の方が2000万円多いことにはなりますが、乙は別に遺贈（これは相続開始時の財産の中に含まれています。）2000万円を得ています。合計すれば、甲と同じだけの財産を得ているので、公平な遺産分割になっているのです。

(単位 万円)

被相続人の財産	相続開始時の財産10000		
内訳	相続8000 (共同相続財産8000)		遺贈2000
みなし相続財産	10000		
相続人と法定相続分	甲 1/2	乙 1/2	
仮の相続分	甲 5000	乙 5000	
具体的相続分	甲 5000	乙 3000	乙2000

以上の「贈与」という言葉と「遺贈」という言葉を、上位概念である「特別受益」という言葉に置き換えますと、具体的相続分は、次のように言い表すことができます。

(単位 万円)

被相続人の財産	相続8000 (共同相続財産8000)		特別受益 乙2000
みなし相続財産	10000		
相続人と法定相続分	甲 1/2	乙 1/2	
仮の相続分	甲 5000	乙 5000	
具体的相続分	甲 5000	乙 3000	乙2000